



法制度的な側面から

InternetWeek 2015

千葉大学副学長
大学院専門法務研究科教授
石井 徹哉

- 任意処分：任意捜査
 - 刑訴法197条, 198条
- 強制処分：強制捜査
 - ⇒強制処分法定主義（刑訴法197条1項但書）

- 捜査機関による情報の取得方法
 - 聞き取り調査
 - 捜査関係事項照会書（刑訴法197条2項）
 - 領置
- 捜索差押令状
- 記録命令付き差押令状
- 検証令状

- 平成23年刑訴法改正（サイバー犯罪条約批准のための法整備等）
 - 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押え
 - 記録命令付き差押え
 - 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法：他の媒体に複製して差押え
 - 差押えを受ける者等への協力要請
- 通信履歴の電磁的記録の保全要請

- 通信の秘密の侵害罪
 - 電気通信事業法179条, 有線電気通信法9条, 14条等
- 通信記録の取得：通信の秘密の侵害
 - 強制処分となり, 刑訴法上は, 令状による取得が必要となる
 - 捜査関係事項照会で回答することは, 通信の秘密侵害罪が成立する

- 捜査関係事項照会で回答可能なものは、
通信に関わらない情報のみ
- 個人情報でも回答可能（個人情報保
護法23条1項）

- 通信記録の保存
 - 刑訴法197条3項の保全要請
 - 通信履歴の長期保存(data retention) ?
- どこまで保存するのか
 - ルーティングログ
 - 横浜地川崎支判平成26年9月11日判
時2245号69頁参照

- 特定IPアドレスに関する通信履歴は、つねに令状を要するのが実情に適合するか
- 検証, 記録命令付き差押え, 差押え
- 令状と捜査関係事項照会の中間的なものによる措置が望ましいのではないか

- 弁護士法23条照会（弁護士法23条の2）

弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

- 弁護士法23条照会
 - 個人情報への回答
 - 個人情報保護法23条1項
 - 法令に基づく場合として可能
- 通信記録への回答
 - 通信の秘密を侵害するための正当化事由とはならない（犯罪の成立を否定ためのものではない）